

「日本の宝島“天草”



景観からの島づくり」のために

—— 天草市景観計画（あらまし） ——



◆計画の目的

私たちが暮らす天草市は、藍く澄んだ海と豊かな緑に恵まれ、日本を代表する自然風景地として雲仙天草国立公園に指定されているほか、キリシタンの歴史や南蛮文化など、全国に誇れる景観資源が点在し、天草らしい風景を形づくっています。

本市では、「日本の宝島“天草”」の実現を目指し、先人から継承されてきた良好な景観を保全、育成、創造し、将来に引き継いでいくための方針などを示す「天草市景観計画」を定めます。

◆景観計画とは◆

平成 16 年に施行された「景観法」に基づき、天草市（景観行政団体）が策定する「良好な景観の形成に関する計画」です。

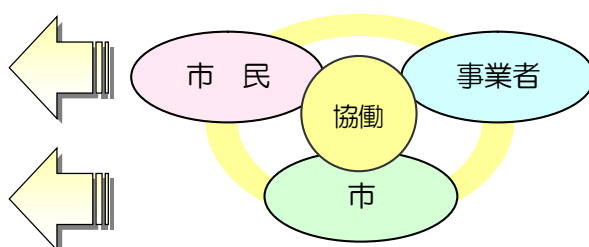
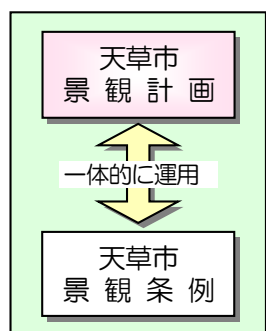
◆計画の内容◆

- ①景観計画区域
- ②良好な景観の形成に関する基本方針
- ③良好な景観形成のための行為の制限
- ④景観形成重点地区
- ⑤景観形成上必要なその他の事項 など

◆景観計画区域◆



天草市全域



◆推進主体◆

市民・事業者・市との協働により天草らしい魅力的な景観づくりを推進します。

◆良好な景観の形成に関する基本方針◆

「日本の宝島“天草”」の姿を実現するため、天草らしさを生かす豊かな自然景観を守り、誇りある文化的景観を育み、風格ある都市景観の創出を、市民と共に築き上げていくことを目標とし、以下の方針を定め、「景観からの島づくり」を進めます。

日本の宝島“天草” 景観からの島づくり

基本目標1：豊かな自然景観を守る

- 国立公園とそれに連なる地域の保全
- 海岸線及び川の景観や山並みの保全
- 自然を楽しむ眺望空間の確保
- 市民やNPO団体等による自然美化活動の推進



基本目標2：誇りある文化的景観を育む

- 文化的資産の形成
- 生業に支えられた里地・里山・里海の保全と再生
- 伝統文化を楽しむ場の形成
- 集落景観維持のための仕組みづくり

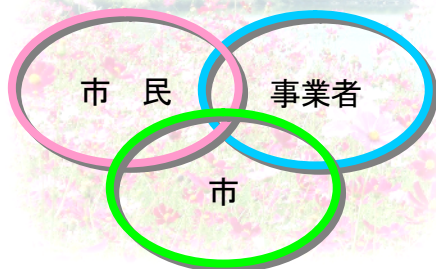


基本目標3：風格ある都市景観を創る

- 賑わいと活力を生み出す景観の創出
- 自然と歴史が調和したまち並みづくり
- 交通結節点の魅力づくり
- 景観阻害要因に対するルールづくり



基本目標4：市民と共に築く



○市民の役割として

- ・市民主体の景観まちづくり活動の展開
- ・景観形成のルールづくりへの参加・協力
- ・市が行う景観の形成に関する施策への協力

○事業者の役割として

- ・自発的な景観まちづくり活動の展開
- ・地域の景観形成に向けた取り組みへの協力と社会貢献
- ・市が行う景観の形成に関する施策への協力

○市の役割として

- ・市民や事業者に対する景観施策の啓発、支援
- ・地域特性を生かした景観の保全と再生に向けた取り組み
- ・総合的に景観行政を進めるための体制づくり
- ・景観形成に関する主要施策の推進



◆良好な景観形成のための行為の制限◆

景観計画区域（市全域）では・・・

大規模な建築物や工作物等は、周囲の景観に与える影響が大きいため、行為の着手前に届出が必要になります。届出の内容については、景観形成基準に適合しているか審査し、必要に応じ助言・指導を行いながら良好な景観づくりを進めます。

景観形成地域等では・・・

熊本県景観条例等において区域指定され、良好な景観形成に向けた取り組みが推進されてきた地域については、今後も継続して良好な景観の形成に努めます。

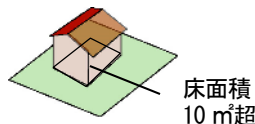
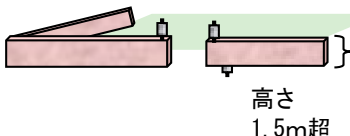
各地域の特性を生かした良好な景観づくりを進めるため、大規模な行為だけではなく一定規模を超える建築物や工作物等においても、事前の届出が必要となります。

※1 届出の規模や景観形成基準等の詳細については、天草市役所都市計画課にご確認ください。

【市全域及び景観形成地域において届出が必要となる規模について】

【景観形成地域等】



行 為	届出の必要な規模等の範囲の概要	
	市全域（景観形成地域等を除く）	景観形成地域
建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さが13mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの 	・床面積が10㎡を超えるもの 
工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については20m）を超えるもの ・工作物（記念塔、電波塔、鉄筋コンクリート及び金属製の柱、広告塔、太陽光発電設備等）の敷地面積が1,000㎡を超えるもの ・土地に自立した太陽光発電設備で敷地面積が100㎡を超えるもの又は発電出力が10kW以上のもの ・さく及び塀の高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの	・高さ5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については10m）を超えるもの ・さく及び塀、擁壁等の高さが1.5mを超えるもの ・土地に自立した太陽光発電設備で敷地面積が100㎡を超えるもの又は発電出力が10kW以上のもの 
鉱物の掘採又は土石の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの	・面積が500㎡を超えるか、又は高さ1.5mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）	・変更に係る部分の土地の面積が3,000㎡を超えるか、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの	・面積が500㎡を超えるか、又は高さ1.5mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
木竹の伐採	_____	・伐採面積が500㎡を超えるか、又は高さが10mを超える木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	_____	・90日を超えて、高さ1.5mを越えるか、又は水平投影面積が100㎡を超えて堆積するもの
屋外における自動販売装置の設置	_____	・全てを対象
広告物の設置又は外観の変更	_____	・表示面積が1㎡を超える広告物（ただし、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く）

（注1）届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

（注2）熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除きます。

【特定施設届地区において届出が必要となる規模について】（景観形成地域の届出対象行為を除く）

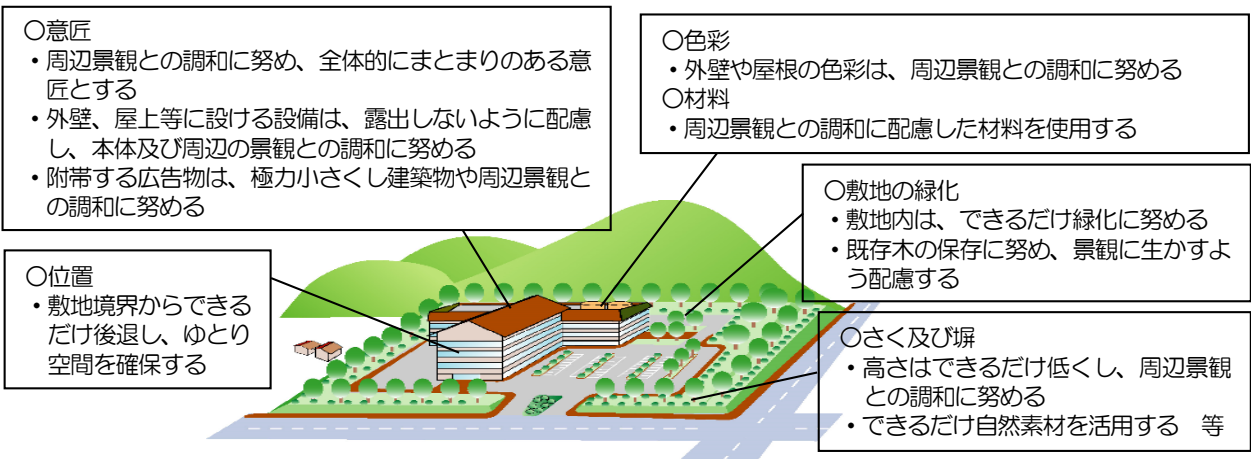
行 為	届出の必要な規模等の範囲の概要
特定施設（※2）及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	- 床面積が10㎡を超える建築物 - 高さ1.5mを超えるさく、塀、擁壁等 - 高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等 - 表示面積が1㎡を超える広告物（ただし、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く）

（※2）特定施設とは、パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、ガソリンスタンド、レストラン、スーパー、物販店、物品貸付業、ホテル、旅館、モーテル、広告塔、広告板、カラオケボックス、屋上広告、太陽光発電設備等

（注1）届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

（注2）熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除きます。

【景観形成基準イメージ図】 ※3 景観形成基準は、区域ごとに定めてあります。



◆景観形成重点地区◆

豊かな自然や地域固有の文化的景観など、天草らしい景観を有する地区等において、住民の主体的な活動が期待でき、市全体への波及効果が高いと思われる地区を「景観形成重点地区」として定め、「地区景観計画」の策定を推進します。

◆景観重要建造物及び景観重要樹木◆

地域のシンボルとして多くの人々に親しまれている建造物や樹木の保全と継承を図るため、景観法の指定制度に基づき指定を推進します。

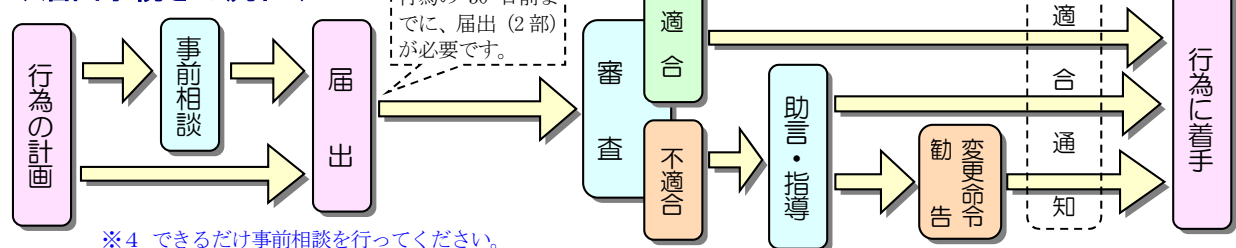
◆景観重要公共施設◆

景観形成の重要な要素である道路や河川、港湾、都市公園等の公共施設を、景観重要公共施設として指定し、まちの魅力向上に配慮した整備を推進します。

◆そのほか、今後取り組むべき事項について◆

地域の景観特性に配慮した市独自の屋外広告物条例の制定や、景観農業振興地域整備計画の策定に努めるとともに、景観整備機構制度や景観協議会、景観協定制の活用を推進します。

◆届出手続きの流れ◆



◆◆◆ お 問 合 せ 先 ◆◆◆

天草市役所 都市計画課

住 所：〒863-8631

天草市東浜町 8-1

電 話：0969-23-1111

